

政治経済 覚えておきたい憲法条文

前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、…… 政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることの内容にすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

第1条 天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。

第9条① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

第14条① すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

第25条① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第41条 国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

第65条 行政権は内閣に属する。

第76条① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

③ すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第96条① この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。